

ふじみ野市告示第32号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により（仮称）ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

平成25年2月25日

ふじみ野市長 高 畑 博

(仮称)ふじみ野市上福岡
学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

平成25年2月25日

ふじみ野市

1. 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) ふじみ野市上福岡学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

(2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者 (以下「事業者」という。) が以下の業務を実施するものとする。

- ① (仮称) ふじみ野市上福岡学校給食センター (以下「学校給食センター」という。) の設計及び建設・工事監理に関する業務
- ② 学校給食センターの維持管理・運営に関する業務

(3) 事業方式

事業者が学校給食センターを整備後、ふじみ野市 (以下「本市」という。) に所有権を設定し、事業期間中において、学校給食センターの維持管理・運営を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により本事業を実施する。

(4) 事業期間

事業契約締結日から平成43年3月31日までの期間とする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

事業場所： 埼玉県ふじみ野市中福岡字宮田 122 他

敷地面積： 約 5,900 m²

提供食数： 最大 7,000 食/日 (小学校 7 校分、中学校 3 校分)

2. 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

1) 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定的前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費等） ② 維持管理・運営費用 ③ 地方債の償還に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス購入費（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理・運営費、割賦手数料等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税込（市税）を調整
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：17年（設計・建設：2年、学校給食センターの維持管理・運営：約15年） ② 割引率：4.0% ③ インフレ率：考慮しない 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金、太陽光発電の導入に関する補助制度） ② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間20年（元本据置3年） ・ 元利均等償還（年2回、全34回） ・ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定 ③ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金、太陽光発電の導入に関する補助制度） ② 地方債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が自ら実施する場合と同一条件 ③ 一般財源 ④ 事業者の自己資金 ⑤ 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間15年 ・ 元利均等償還（年4回、全60回） ・ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定
設計、建設・工事監理に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理・運営に関する費用	本市の同規模・同用途の施設における他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

2) 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中に亘り年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	4,353 百万円	4,081 百万円
指数	100.0	93.8

（２） P F I 事業として実施することの定性的評価

１） 給食サービスの向上

学校給食センターの整備、維持管理・運営に関する業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、当該敷地の有効活用や施設機能の向上、効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待される。これらに加え、官民のパートナーシップによる調理・衛生管理体制の充実に基づき、より安全かつ安心な食の提供、食育環境の充実、環境問題への対応等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

２） リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 手法により本事業を実施した場合、長期的な計画において想定可能なリスクについて、本市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備すること、また金融機関等の第三者的な監視が入ることにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切且つ迅速な対応が可能となり、長期的な事業目的の円滑な遂行や安定かつ効率的な事業運営の確保が期待できる。

３） 財政支出の平準化

本市が自ら事業を実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生する。これに対して、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として維持管理・運営期間を通じて事業者に一定額を支払うこととなるため、学校給食センターの整備に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

（３） 総合評価

本事業は PFI 方式で実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 6 % の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、法第 6 条の規定に基づき特定事業として選定する。